

ホワイトスペースを活用したエリア放送に係る制度改正案の概要

(※印は平成24年11月28日に電波監理審議会に諮問したもの)

1 省令関係

(1) 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を改正する省令案（※）

エリア放送を行う地上一般放送局の免許の有効期間を一年と定めていたものを、その他の無線局の種別に合わせ五年に変更する。

(2) 無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を改正する省令案（※）

エリア放送を行う地上一般放送局の再免許の申請期間を有効期間満了前一箇月以上三箇月を超えない期間（今年度は二箇月^注）と定めていたものを、免許の有効期間が五年のその他の無線局の種別に合わせ三箇月以上六箇月を超えない期間に変更する。また、申請書への添付資料として、特定ラジオマイクとの混信防止のための運用調整に関する資料を追加する。

注) 平成二十四年三月三十一日に公布された放送法施行規則等の一部を改正する省令の附則第三項（無線局免許手続規則の一部改正に伴う経過措置）において、今年度は、再免許の申請期間を有効期間満了前一箇月以上二箇月を超えない期間と規定。

2 訓令関係

電波法関係審査基準（平成十三年総務省訓令第六十七号）の一部を改正する訓令案

エリア放送を行う地上一般放送局の免許に係る審査基準について、特定ラジオマイクとの間で混信防止のための運用調整を行うものであることを確認すること等を規定する。また、複数の業務区域の構築等について、規定を明確化する。その他、所要の規定を整備する。